

平成 12 年度
厚生科学研究研究費補助金総括研究報告書

障害保健福祉総合研究事業

精神医学における倫理的・社会的問題に関する研究
(H12 - 障害 - 007)

主任研究者

鈴木二郎（東邦大学医学部精神神経医学講座）

分担研究者

中谷陽二（筑波大学社会医学系精神衛生学）

斉藤正彦（慶成会老年学研究所）

山崎敏雄（医療法人社団雄心会山崎病院）

白石弘巳（（財）東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所）

江畑敬介（東京都立中部総合精神保健福祉センター）

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合）研究事業
総括研究報告書

精神医学における倫理的・社会的問題に関する研究（H12-障害-007）
主任研究者 鈴木二郎 東邦大学医学部精神神経医学講座

研究要旨

(1) 【精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究】鈴木分担班
精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究精神医学、医療、保健、福祉各面における倫理的側面は、世界各国の事情、社会的状況によって異なる為、日本、カナダオランダの各国における国際プロジェクトの討議の整理を行い公表する。これをもとに標準化の研究を進め、WPA横浜大会に発表するとともに、国際的に共通する倫理ガイドラインを発表する。それによって日本および世界の精神医学医療保健福祉の向上を目指す。

(2) 【精神医学における司法と医療の関与のあり方についての国際比較研究】中谷陽二分担班
触法精神障害者に対する処遇の指針となる実証的研究は乏しく、とくに刑事精神鑑定の実態は明かでない。本年度は国際比較の前段階として我が国の刑事精神鑑定の実態を調査し、問題点を考察した。調査結果によると、鑑定への関心は高く、何らかの改善の必要性が認識されているが、みずから鑑定に携わることについては消極的であるという一般的傾向が見出された。この消極的態度は卒後早期の研修で鑑定を知る機会が乏しいことと関連しており、卒後研修に系統的に組み入れる必要性を示している。簡易鑑定の施行については地域差が明かであり、地方検察庁の方式を反映していると考えられる。

(3) 【老年痴呆者における在宅と施設療養における倫理的問題】斎藤正彦分担班
1) 高齢者の意思能力の評価 2) 老年期の痴呆患者の施設入所手続き 3) 痴呆症終末期医療に関する意思決定のあり方の三つのテーマについて、内外の資料を収集し、精神医学の視点から、これらの資料を分析した。わが国における、高齢者の意思能力評価は、現在も、基本的には精神発達遅滞モデルに基づくもので、高齢者の多様な能力障害を評価する技術が確立していない。居所指定を伴う施設入居については、全く法的手続きがなく、その必要性に関する認知も低い。痴呆症終末期の医療的関与については、生命倫理に関する基本的なフィロソフィーを欠いていて、未だに、分析すべき資料も少ないことを明らかにした。

(4) 【人権擁護のための精神医療審査会の活性化に関する研究】山崎敏雄分担班
本研究班は、精神医療審査会を活性化し、地域格差を是正するために、調査研究活動を実施してきた。
今年度は、以下の3つの研究課題を立て、それぞれに成果を得た。1) 審査会の機能評価尺度に関する審査会委員および事務局の意見を集約すること。2) 2002年度から精神保健福祉センターに移管される審査会の事務局運営マニュアル案を作成すること。3) 審査会制度を諸外国と比較すること。イギリスおよびフランスの審査会制度を検討し、わが国の制度と比較した。

(5)【各国の精神保健法の比較研究】白石 弘巳分担任

本年度は研究を行った。1)1999年に改正された精神保健福祉法の英文翻訳を作成した。2)カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の精神保健関連法制度について同州バンクーバーにおいて訪問調査を行った。精神保健法制度の研究者であるブリティッシュ・コロンビア大学法学部 Salzberg,S.M.氏らに協力を依頼し、主な精神保健福祉施設を訪問するとともに、関連資料を収集し分析を行った。

(6)【地域ネットワークの形成と守秘義務の関係に関する研究】江畑敬介分担任

地域ネットワークを形成するには患者情報の共有化が必要であるが、その際の守秘義務についての認識は専門職種別に異なっていた。その認識には、それぞれの職種の置かれた職場の違い、年齢層の違い、持っている情報の違いなどが影響していた。また家族から患者情報を求められた場合に、どのような場合に、どんな種類の情報を伝えるかについては、回答にばらつきが多く、今後、我が国の家族制度にふさわしい基準が必要である。

分担任研究者

中谷陽二（筑波大学社会医学系精神衛生学）
齊藤正彦（慶成会老年学研究所）
山崎敏雄（医療法人社団雄心会山崎病院）
白石弘巳（(財)東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所）
江畑敬介（東京都立中部総合精神保健福祉センター）

A.研究目的

(1)【精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究】鈴木分担任

本分担任研究は、上記の精神保健、医療、福祉における社会的倫理的問題をとくに国際的に比較検討し、国際的に通用するガイドラインの策定を目指す。

(2)【精神医学における司法と医療の関与のあり方についての国際比較研究】中谷陽二分担任
精神科医療が開放化に向かうと同時に患者の自己決定権がより尊重されるに従って、医療と司法の間でさまざまな問題が生じている。触法歴をもつ精神障害者に関しては早急な対策を求められているが、触法精神障害者に対する適切な処遇の指針となる実証的研究は乏しい。本研究は精神科医療と

司法の関係のあり方について現状の把握に立って制度改革の資料を提供することを目的とし、本年度は刑事精神鑑定の実態を調査し、問題点を考察した。

(3)【老年痴呆者における在宅と施設療

養における倫理的問題】齊藤正彦分担任
この分担任研究は、意思能力に欠陥のある高齢者の処遇に関するデュープロセス、それを有効に機能させるためのモニター制度等を、具体的に提言することを目的とする。

(4)【人権擁護のための精神医療審査会の活性化に関する研究】山崎敏雄分担任

今年度は、1)審査会の機能評価尺度に関する審査会委員と事務局の意見を集約すること、2)2002年度から精神保健福祉センターに移管される審査会事務局の運営マニュアル案を作成すること、3)審査会制度を諸外国と比較すること、を研究目的とした。

(5)【各国の精神保健法の比較研究】

白石 弘巳分担任

この10余年間の度重なる精神保健法改正で、名称の変更をはじめとして内容にも変更が加えられつつある一方で、1999年の

法改正でも先送りされている課題があり、さらに精神病院における新たな人権侵害事件が明るみに出されるなど精神医療の改革はいまだ道半ばという状況である。今後の精神保健福祉法や精神保健福祉医療施策の指針を探るために、世界各国の精神保健法制度や施策を比較研究することは有効な手段の一つである。比較研究を通じて相違点が文化的に規定され、尊重されるべき日本の個別的事情と、そうとはいえない部分とに整理できれば、日本の精神保健法制の今後のあり方を俯瞰し、諸外国から正しい理解を得る上で大きな契機となることが期待される。

こうした目的のため、研究初年度である平成 12 年度は、1) 今後の比較研究の基礎として 1999 年(平成 11 年)に改正された精神保健福祉法の英訳を作成すること、2) 同様に法制度改革が進められているカナダブリティッシュ・コロンビア州に着目し、広い視野から精神保健法制度の位置づけを概観することなどを目指して調査研究を行った。なお、翻訳については、平成 13 年度以降、可能な限り多くの内外の関係者からも意見を募り、さらに検討を行う予定である。特に、WPA 横浜大会で、翻訳を含む日本の精神保健医療に関する冊子を発行し、日本の精神保健福祉法や精神保健福祉行政などについて海外から参加する臨床家や研究者に周知を図り、また意見交換を行い、最終的には成果を国内外で刊行することを目標とする。

(6)【地域ネットワークの形成と守秘義務の関係に関する研究】江畑敬介分担任 精神障害者を地域で支えていくためには多種の専門職のみならず、家族、ボランティアなどを含めた大勢の人々によるネットワークを形成し、それらの人々の間で迅速で正確な臨床情報が伝達されなければならない。しかしその一方では、多くの専門職に

は守秘義務が規定されている。地域ネットワークを形成する場合に、臨床情報の伝達と守秘義務が拮抗することが稀ではない。さらにボランティアには、守秘義務が法的に規定されていないが、ネットワークに組み入れる場合にどのような注意が必要であるか、などの問題がある。これらの問題点を明確にし、一定のガイドラインを示すことができるならば、地域ネットワークをより円滑に形成できるようになるものと期待される。本研究は、そのガイドライン作成の基礎資料となる調査である。

B.研究方法

(1)【精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究】鈴木分担班 前年度までの国際共同研究で、精神医療関係者へのアンケートを実施するにあたって、倫理の概念がかなり、日本と欧米で異なっているのではないかと考えられた。本年度から障害保健福祉総合研究事業に採択されたことによって、本研究は本格的にスタートし、まずその基本的な問題から検討することになった。まず日本側の研究会を 2 度開催して、この研究をどのように具体化するかを検討し、9 月に国際ワークショップをもつことにした。9 月 27 日に、海外の著名な研究者 3 名の参加を得て、濃密な論議の会合が持つことが出来た。すなわち D.Weisstub 教授, J.E.Alboreda-Florez 教授, H.Van Marle 教授である。日本側の参加者は 13 名であった。

(2)【精神医学における司法と医療の関与のあり方についての国際比較研究】中谷陽二分担任 別紙のように「精神鑑定のあり方に関するアンケート」を作成し、日本精神神経学会会員名簿(平成 11 年)から所属地区に均等な割合で無作為に抽出した 2000 名に配布し、郵送による回答を求めた。「精神鑑定」は刑事精神鑑定に限り、また精神鑑

定(以下、鑑定)を経験したことのない人、医師以外の人からも意見を得られるように文面を工夫した。

(3)【老年痴呆者における在宅と施設療養における倫理的問題】斎藤正彦分担班
高齢者の意思能力の評価、老年期の痴呆患者の施設入所手続き、痴呆症終末期医療に関する意思決定のあり方の三つのテーマについて、内外の資料を収集し、精神医学の視点から、これらの資料を分析した。

(4)【人権擁護のための精神医療審査会の活性化に関する研究】山崎敏雄分担班

1)全国の審査会委員と事務局担当者を対象として、「審査会の機能を評価するにはどのような情報が必要か」という観点から、研究班のプランに対する意見を問うアンケート調査(50項目)を実施した。2)審査会活動の実態調査(1999年度)や事務局の業務量に関する調査(2000年度)を参考に、審査会事務局運営マニュアル案を作成した。3)英仏における審査会制度の実状を調査し、わが国の制度との比較検討を試みた。

(5)【各国の精神保健法の比較研究】

白石 弘巳分担班

1. 精神保健福祉法(1999改正)の英訳版作成
法律文の英語への翻訳には特別な技能が必要であるので、適任者に業務を委託することとする。この業務を法律・技術・一般翻訳に関して長年の実績がある Legal and Technical Communications(代表取締役・大井幸子氏)に委託した。その際、1988年に厚生省が作成した精神保健法英訳版を継承することを原則としつつも、この英訳は出版されてはいるものの自ら仮訳(tentative translation)と規定しているので、変更部分だけではなく全文を新たに訳出することを依頼した。その後、法律、精神医療などの研究協力者が、それぞれの専門分野から用語、表現などについて逐語的に検討を行い、

一応定訳とした。その際、これまでに発表された精神保健(福祉)法の翻訳を参照した。

2. カナダブリティッシュ・コロンビア州の精神医療法制度

次年度以降の国際比較のために、この分野で業績がある Salzberg,S.M.(British Columbia 大学法学部)氏の支援を受けて、カナダブリティッシュ・コロンビア州の精神医療法制度などについて訪問調査、得られた資料を基に分析を行う。具体的には、2000年10月下旬から約1週間ブリティッシュ・コロンビア州のバンクーバーに赴き、州立ブリティッシュ・コロンビア大学において同助教授から直接情報を得るほか、リバービュー州立精神病院、バンクーバー総合病院、その他精神医療関連施設の他、成年後見制度との関連を知るために公的後見人事務所などを訪問を訪問し、関係者から聞き取り調査を行い、また資料提供を受ける。

(6)【地域ネットワークの形成と守秘義務の関係に関する研究】江畑敬介分担班
地域ネットワークを形成する場合に守秘義務との間に生じる問題の現状を調査するための質問紙を作成し、その質問紙を用いて、精神保健従事者団体懇談会、病院・地域精神医学会、日本作業療法士協会、全国保健・医療・福祉心理機能協会及び全国精神障害者地域生活支援協議会の協力を得て、下記のように多職種の人々からなる1,471名に対して郵送調査を行い467名から回答を得た。

C.研究結果・考察

(1)【精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究】鈴木分担班
ワークショップでは、日本側から全日本断酒連盟小林副理事長(竹島研究員推薦)と、菅原教授、熊倉教授がそれぞれ意見あるいは症例を提示した。後半それについて3教

授の意見発表と相互討論を行った。詳細は添付のワークショップ記録に記載されている。簡単にまとめると、日本側の考え方は、倫理は個人に属する問題であると同時に、日常的な人と人との関係でもあり、また精神医療では医師の態度でもある。これに対し、3教授の考え方は必ずしも、一様ではなかったが、倫理は、宗教からくる個人の哲学でもある一方で、制度や施設にも関わることが述べられた。最後に Weisstub 教授が、倫理は個人個人のモラル・アイデンティティが基本にあるというようなことを言われた。こうした視点から、今後一致して研究が進められる可能性を見出せると思われた。

このワークショップをうけて、3度目の研究会を開き今後の予定を決定した。すなわち次年度に具体的なアンケートを実施する。さらにその結果を含めて、国際的なシンポジウムを開催して今回の討論を深める。そこで明年2002年のWPA横浜大会へシンポジウムを提案して、発表する。その結果を踏まえて、国際的な倫理の標準化を試み、出版する予定に決定した。

(2)【精神医学における司法と医療の関与のあり方についての国際比較研究】中谷陽二分担班

昨今、刑事事件での精神鑑定が社会的関心を集め、司法界から精神医学に向けられる期待も高まっている。それとともに、精神鑑定のあり方に関して、鑑定人の不足、選任の偏り、診断の不一致など、さまざまな問題点が指摘されている。精神医療従事者を対象としたアンケート結果の分析から、鑑定の現状の一端が明らかになった。回答者の大多数が鑑定に関心を示し、44%があり方を改善すべきであると答えた。鑑定を行うべき人については45%が司法精神医学の専門家と答えた。鑑定依頼への対応として45%が引き受けると答えたのに対し、43%は引き受けないと答えた。

引き受けない理由としては「手間がかかる」など技術的な理由が多くあげられた。60%が鑑定の未経験者である一方、少数の頻回経験者が存在した。鑑定助手経験をもたない人が58%、卒後研修でまったく学習する機会がなかった人が42%を占めた。鑑定助手経験をもつ群はもたない群に比べ、その後の鑑定経験数が有意に多かった。鑑定依頼を引き受けると答えた人は、大学>国公立病院>民間病院>その他>診療所、の順に多かった。簡易鑑定経験は、関東>近畿>中部>九州>中国・四国>北海道・東北の順に多かった。以上から、鑑定への関心は高く、何らかの改善の必要性が認識されているが、みずから携わることにについては消極的な傾向が見出された。これは卒後研修での学習機会の乏しさと関連し、研修に系統的に組み入れる必要性を示す。地域差の要因について検討の必要があると考えられた。

(3)【老年痴呆者における在宅と施設療養における倫理的問題】斎藤正彦分担班
わが国における、高齢者の意思能力評価は、現在でも、基本的には精神発達遅滞モデルに基づくもので、高齢者の多様な能力障害を評価する技術が確立していない。居所指定を伴う施設入居については、全く法的手続きがなく、その必要性に関する認知も低い。痴呆症終末期の医療的関与については、生命倫理に関する基本的なフィロソフィーを欠いていて、未だに、分析すべき資料もないことを明らかにした。

(4)【人権擁護のための精神医療審査会の活性化に関する研究】山崎敏雄分担班

1) 精神医療審査会の機能評価尺度に関するアンケート調査ではの676名(76.0%)から回答を得た。その結果、回答者は、合議体委員構成のバランス、書類審査のあり方、意見聴取を中心とした退院請求審査のあり方を重要視していることが示された。

2) 審査会事務局運営マニュアル案には書類審査の上限設定、電話受け付け体制の充実、請求受理から2週間以内の意見聴取、審査結果の迅速な通知とフォローアップ体制、年次報告書の作成、実地審査・実地指導の情報提示、患者の権利告知の強化など、審査会機能を強化するための工夫が盛り込まれている。

3) 英仏とわが国の審査会制度の比較検討の結果、イギリスでは精神保健審査機構(Mental Health Review Tribunals)による強制入院の適否審査機能と、精神保健法委員会(Mental Health Act Commission)による医療内容への介入機能とが分離独立しており、委員会は、強制入院中の患者に対する薬物療法継続の適否にまで介入している。フランスでは、精神科医師、司法関係者、家族代表から成る県委員会(commission departementale)が、随時、病院を訪問し、ケースによっては退院を命ずる権限をもっている。このほか、県知事や裁判所長による抜き打ちの病院訪問もある。わが国の精神医療審査会は、イギリスのTribunalsとCommissionの機能を併せ持つが、実地審査や実地指導に機能の一部が分担されており、英仏に比べると、審査会の権限は弱いといわざるをえない。この点を反映してか、1999年に京都大学公衆衛生学教室が行った日仏比較調査では、審査会制度の現状に満足するフランスの精神科医が46.2%であったのに対して、わが国では18.0%にすぎなかった。

(5) 各国の精神保健法の比較研究

(分担研究者：白石弘巳)

本年度の成果は以下の通りである。1) 1999年に改正された精神保健福祉法の英文翻訳を作成した。今後さらに関係者の意見を聴取して定訳を完成させる作業を行う予定である。この翻訳により、海外の臨床家や研究者の日本の制度への理解を促進し、また

相互交流する上で非常に有益な必須資料となると考えられる。2) カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の精神保健関連法制度について訪問調査を行った。ブリティッシュ・コロンビア州では、精神疾患治療を含む成年者の保護のあり方について、1960年代以来約40年ぶりの大きな改革が進行中であり、訪問調査によって精神保健法を含む関連諸制度の整備状況に関する概況を明らかにした。特に、今回の改正で行われた、強制入院制度の改正や強制外来治療の創設について調査した。こうした情報を日本における精神保健法制度改革や精神医療システムの改革の論議に生かすことが期待できる。

(6) 【地域ネットワークの形成と守秘義務の関係に関する研究】江畑敬介分担班
守秘義務についての認識は明らかに職種別に異なっており、その認識には、それぞれの職種の置かれた職場の違い、年齢層の違い、持っている情報の違いなどが影響していた。家族から患者情報を求められた場合に、どのような場合に、どんな種類の情報を伝えるかについては、我が国の家族制度にふさわしいものでなければならない。

1) 同一施設内の専門職の間だけで患者情報を共有化する場合に患者の同意を得ているのは小規模作業

所職員などが最も多く31.1%であった。

2) 他施設の専門職と患者情報を共有化する場合に患者の同意を得ている者は精神保健福祉士で最も多く54.4%であった。

3) 同一職場内での専門職で事例検討会を行った場合に、その終了後に事例記録回収していないのは作業療法士で最も多く77.8%であった。

4) 他施設の専門職と一緒に事例検討会を行った場合に、その終了後に事例記録を回収していないのは作業療法士が最も多く71.4%あった。

5) 患者の世話をしている家族から患者情報の提供を求められた時に求められたことには答えている者は小規模作業所職員などで最も多く42.4%であった。

6) ボランティアと仕事をする場合に事前に守秘義務の誓約を文書で得ているのは心理職で最も多く19%であった。

7) ボランティアとの患者情報の共有化を専門職と区別しないとする者はどの職種においても少なく5%以下であった。

以上、守秘義務についての認識は明らかに職種別に異なっていた。その認識には、それぞれの職種の置かれた職場の違い、年齢層の違い、持っている情報の違いなどが影響していた。

D. 結論

本研究班は極めて重要、かつ広範囲の問題を対象にしているが、具体的には現在喫緊の6課題を取り上げている。各個別の課題間には一見直接の関係がないように見えるが、実は共通する基本的な軸があることがあらためて浮き彫りになった。すなわち、1は精神障害者の人権とその擁護であり、分担研究(2中谷班)の司法鑑定や、(4山崎班)の精神医療審査会の活性化、さらに(6江畑班)の地域医療における守秘義務などの問題がそれである。その2は、精神障害者のうち、見過ごされがちな個別の問題、分担研究(3齊藤班)の老年痴呆や、(2中谷班)犯罪に関わった場合の判断などにおける精神医療従事者の職業的態度の問題である。その3、最後の軸は、こうした各個の問題の基盤になる精神医療における倫理観とその実践であり、我が国のみの認識だけでなく、国際的な倫理の基準がもとめられる時代であることで、分担研究(1鈴木班)の倫理の国際共同研究と、その基礎になる(5白石班)の精神保健法の国際比較研究である。

また各分担研究はそれぞれ、成果を様々な形で公表しつつあり、本研究の最終年にはそれを総合的に検討する班会議を開催して、より高次の有機的な成果を得ることを目指している。

E. 研究発表

(2)【精神医学における司法と医療の関与のあり方についての国際比較研究】中谷陽二分担班

1. 論文発表

1) 田口寿子、菊地道子、中谷陽二：妄想型うつ病の女性による子殺しの一鑑定例。法と精神科臨床 3:74-81,2000

2) Nakatani Y: Psychiatry and the law in Japan. History and current topics. Internat. Journal of Law and Mental Health 23:589-604,2000

3) 中谷陽二：司法精神医学と倫理。中根允文、松下正明編、臨床精神医学講座 S12、213-227、中山書店、東京 2000.

4) 中谷陽二：精神分裂病圏の事例。中田修、小田晋、影山任佐、石井利文編、精神鑑定事例集、日本評論社、東京、2000

2. 学会発表

1) Nakatani Y: The debate on the management of mentally ill offenders in Japan. International Congress on Law & Mental Health, 2000.7.14, Siena.

2) 末次幸子、中谷陽二：有機溶剤吸引者による強姦の1鑑定例—意識変容の特徴について—。第37回日本犯罪学会総会、2000.11.25、東京。

3) 中谷陽二：精神病者監護法はなぜ制定されたか。第4回精神医学史学会、2000.10.28、つくば市。

4) 本間久美子、小島秀悟、森田展彰、佐藤親次、中谷陽二：精神障害者をケアする家族の精神病理—実子殺人未遂の鑑定事例を通して—。第21回日本社会精神医学会、2001.3.8、高知。

5) 陶山満雄、五十嵐禎人、井上幸代、中川誠秀、田口寿子、中谷陽二、風祭元：人格障害と精神鑑定—操作的診断基準導入前の事例から—。第21回日本社会精神医学会、2001.3.8、高知。

(3)【老年痴呆者における在宅と施設療養における倫理的問題】斎藤正彦分担班
International Library of Ethics, Law and the New Medicine - Volume on Aging-. 26
Decision Making in Social and Medical Services for Dementia Patients in Japan.
Kluwer Academic Press (2001年出版予定)

(5)【各国の精神保健法の比較研究】
白石 弘巳分担班

1. 論文発表

白石弘巳：カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州における制度改革：成年後見関連4法と精神保健法について。精神障害とリハビリテーション Vol.5(1)に掲載予定。

(6)【地域ネットワークの形成と守秘義務の関係に関する研究】江畑敬介分担班

1.論文発表

地域ネットワークの形成と守秘義務との関係に関する研究—第1報 職種別現況—：第21回日本社会精神医学会、高知市、2001年3月

F.分析の対象とした資料

(1)【精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究】鈴木分担班

1) Okasha, A., Arboleda-Florez, J., Sartorius, N (Eds): Ethics Culture and Psychiatry -International Perspectives-, American Psychiatric Press, Inc. 2000

2) American Psychological Association: Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct -Draft for Comment-, Monitor on Psychology, 2001.02

(3)【老年痴呆者における在宅と施設療養における倫理的問題】斎藤正彦分担班

(1)秋葉悦子:判例.町野朔,丸山雅夫,西村秀二他編, 安楽死・尊厳死・末期医療:2-36, 信山社,東京,1997

(2)浅井邦彦：老人性痴呆の人権と処遇について.日本精神病院協会雑誌,10(8):40-41,1991

(3)長寿社会開発センター：新たな高齢者介護システムにおける痴呆性高齢者に対する福祉サービス提供及び権利擁護のあり方に関する調査研究事業報告書. 1997

(4)淵野勝弘：痴呆性老人と人権.日本精神病院協会雑誌,11(2):53-55, 1992

(5)本間昭：老年期痴呆の疫学・リスクファクターの研究.臨床精神医学,21:1877-1887,1992

(6)石原健造：痴呆性老人の終末医療・ケア.老年精神医学雑誌,10(9):1019-1025,1999

(7)金子仁郎,坂本照三,大野周子,小林正延：いわゆる意思能力の精神医学的研究—禁治産宣告者の場合を中心に—.精神医学,(6):499-502,1964

(8)柏木哲夫:痴呆性高齢者のターミナルケア.臨床精神医学,9(6):623-627,2000

(9)厚生省「国民生活基礎調査」1980、

(10)厚生省「国民生活基礎調査」1995、

(11)厚生省：末期医療に関する国民の意識調査報告書.1993

(12)厚生省「国民生活基礎調査」1998

(13)前田泰：禁治産・準禁治産に関する精神鑑定例の検討.徳島大学社会科学研究所,10:33-94,1997

(14)前田泰：禁治産または準禁治産を宣告する基準—精神障害者の行為能力および意思能力—。家裁月報,49(3):1-63,1997

(15)三宅鉦一：精神能力—精神病学より見たる—。岩波書店,東京,1930

(16)中谷瑾子,中谷真樹：痴呆患者の責任能力.老年精神医学雑誌,4(2):127-135,1993

(17)日本学術会議：医療特別委員会報告,1994

(18)西山詮.民事精神鑑定の実際(改訂版)。

新興医学出版社,東京,1998

(19)大塚俊男,柄沢昭秀,松下正明,河口豊：
わが国の痴呆性老人の出現率.老年精神医学3(4)：435-439,1992

(20)小沢勲：痴呆老人の人権とは.老年精神医学雑誌,4(2):121-126,1993

(21)斎藤正彦：痴呆性疾患の医療・福祉と人権.老年精神医学雑誌10(10)：1219-1223,1999

(22)斎藤正彦：有料老人ホームにおける痴呆性疾患を有する高齢者の処遇に関する調査.高齢社会における医療・保健・福祉制度と高齢者の人権.36-42,厚生科学研究費補助金総合研究報告書2000

(23)斎藤正彦：意思能力の欠陥と高齢者の人権.高齢社会における医療・保健・福祉制度と高齢者の人権.25-35,厚生科学研究費補助金総合研究報告書2000

(24)斎藤正彦：精神保健法と痴呆患者.老年精神医学雑誌4(2):155-160,1993

(25)斎藤正彦：痴呆性疾患を有する高齢者の財産管理.臨床精神医学,26(11):1399-1405,1997

(26)斎藤正彦：契約締結ガイドラインについて.月刊福祉,99(12):36-41,1999

(27)最高裁判所：新しい成年後見制度における診断書の作成の手引き,鑑定書作成の手引き.2000

(28)白石弘巳：痴呆性高齢者の意思能力評価法.臨床精神医学29(6):597-601,2000

(29)総務庁「国勢調査報告」1990

(28)総務庁「国勢調査報告」1995

(30)総務庁「高齢社会対策関係統計資料集1999」

(32)寺島正吾:禁治産、準禁治産宣告申立事件の実態と精神鑑定の問題点.精神神経学雑誌,82:708-712,1980

(33)全国社会福祉協議会：契約締結ガイドライン,東京,1999

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合）研究事業
分担研究報告書

精神医学における倫理的・社会的問題に関する研究（H12-障害-007）
分担研究「精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究」

分担研究者 鈴木二郎 東邦大学医学部精神神経医学講座

研究要旨

精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究精神医学、医療、保健、福祉各面における倫理的側面は、世界各国の事情、社会的状況によって異なる。平成年度は、すでに開始されている日本、カナダオランダの各国における国際プロジェクトの討議の整理を行い公表する。これをもとに平成年、年と標準化の研究を進め、WPA横浜大会に発表するとともに、国際的に共通する倫理ガイドラインを発表する。それによって日本および世界の精神医学医療保健福祉の向上を目指す。

A. 研究目的

本分担研究は、上記の精神保健、医療、福祉における社会的倫理的問題をとくに国際的に比較検討し、国際的に通用するガイドラインの策定を目指す。

B. 研究方法

前年度までの国際共同研究で、精神医療関係者へのアンケートをを実施するにあたって、倫理の概念が、かなり日本と欧米で異なっているのではないかと考えられた。本年度から障害保健福祉総合研究事業に採択されたことによって、本研究は本格的にスタートし、まずその基本的な問題から検討することになった。

まず日本側の研究会を2度開催して、この研究をどのように具体化するかを検討し、9月に海外の著名な D.Weisstub 教授、J.E.Alboreda-Florez 教授、H.Van Marle 教授と日本側の参加者は13名で国際ワークショップをもつことにした。まず日本側から全日本断酒連盟小林副理事長（竹島研究員推薦）と、菅原教授、熊倉教授がそれぞれ意見あるいは症例を提示し、後半それについて3教授の意見発表と相互討論を行った。

C. 研究結果・考察

前年度までの国際共同研究で、精神医療関係者へのアンケートをを実施するにあたって、倫理の概念がかなり、日本と欧米で異なっているのではないかと考えられた為、その基本的な問題から検討することになった。

まず日本側の研究会を2度開催して、この研究をどのように具体化するかを検討し、9月に国際ワークショップをもつことにした。9月27日に、海外の著名な研究者3名の参加を得て、濃密な論議の会合が持つことが出来た。すなわち

D.Weisstub 教授、J.E.Alboreda-Florez 教授、H.Van Marle 教授である。日本側の参加者は13名であった。まず日本側から全日本断酒連盟小林副理事長（竹島研究員推薦）と、菅原教授、熊倉教授がそれぞれ意見あるいは症例を提示した。後半それについて3教授の意見発表と相互討論を行った。詳細は添付のワークショップ記録に記載されている。簡単にまとめると、日本側の考え方は、倫理は個人に属する問題であると同時に、日常的な人と人との間の関係でもあり、また精神医療では医師の態度でもある。これに対し、3教授の考え方は必ずしも、一様ではなかったが、倫理は、宗教からくる個人の哲学でもある一方で、制度や施設にも関わることが述べられた。最後に Weisstub 教授が、倫理は個人個人のモラル・アイデンティティが基本にあるというようなことを言われた。こうした視点から、今後一致して研究が進められる可能性を見出せると思われた。

このワークショップをうけて、3度目の研究会を開き今後の予定を決定した。本年度は、基本的な倫理概念が検討され、今後の研究の基礎となった事から、次年度に具体的なアンケートを実施する。さらにその結果を含めて、国際的なシンポジウムを開催して今回の討論を深める。そこで明年2002年のWPA横浜大会へシンポジウムを提案して、発表する。その結果を踏まえて、国際的な倫理の標準化を試み、出版する予定に決定した。

D. 結論

日本側の倫理における考え方は、個人に属する問題であると同時に、日常的な人と人との間の関係でもあり、また精神医療では医師の態度でもある。倫理は、宗教からくる個人の哲学でもある一

方で、制度や施設にも関わり、また、個人個人のモラル・アイデンティティが基本にあるというようなことができる。

E. 研究発表

F. 分析の対象とした資料（この分担報告書では触れられていない文献を含む）

1) Okasha,A.,Arboleda-Florez,J.,Sartorius,N(Eds) :
Ethics Culture and Psychiatry -International
Perspectives-, American Psychiatric Press, Inc. 2000

2) American Psychological Association: Ethical
Principles of Psychologists and Code of Conduct
-Draft for Comment-, Monitor on Psychology,
2001.02

厚生科学研究

精神医学における倫理問題の国際標準化に関する研究 第一回班会議議事録

(記録者 舩松)

日時： 2000年7月26日(水) 19:20~21:00

場所：長谷川精神医療教育研究所

出席者：伊藤、白石、斎藤、重藤、鈴木、長谷川(美)、舩松、遊佐(50音順敬称略)

オブザーバー：樋田

1. 精神医学における倫理問題の国際標準化に関する研究班の組織について

① 分担研究班員構成について

以下のメンバーが本研究班員として確認された。

鈴木、長谷川(美)、白石、斎藤、竹島、菅原、熊倉、森山、池原、野田、伊藤、遊佐(幹事)、舩松(幹事)

② 今までの「国際精神保健と倫理プロジェクト日本実行委員会」のメンバーの参加も求め、その場合はオブザーバーとして参加してもらおう。

③ 6つの分担班はそれぞれの責任者が進め、年度末に報告書を提出し、鈴木がまとめる。2001年3月には報告書提出予定

2. International Academy of Law Mental Health Shiena 報告

① 「精神医学における国際的視点」について発表報告(伊藤)

日本の精神医療に関する関心が高く、オーソドックスな質問が多かった。

たとえば、「刑務所の中に精神科医療はあるのか?」「任意入院について」など

② ワイスタブ教授との打ち合わせ(鈴木)

昼食のときに40分ほどの話し合いができた。

- ・ アンケート調査を実施する予定だが、内容作成をする前で各国の「倫理」の概念が違うということが確認された。
- ・ 具体的に各国の「倫理」についての議論が展開された。
- ・ まずは「倫理」についてのお互いの意見をまとめ、9月の会合で議論する必要性が確認された。

3. 9月ワイスタブ教授、アーボレダーフローレトルツメス教授、ヴァンマーレー教授来日について

① 日程 9月26日来日、10月2日帰国という一週間の滞在案でどうか?

9月29日 厚生省の方は都合がOK

② 内容 厚生省、法務省： 触法について

本研究班：

全家連： 成年後見人制度について→池原氏を通して全家連に打診する

公開シンポジウムまたはクローズドワークショップにするか？

テーマ案 1) 倫理を国際的にどう捕らえているか

2) 脆弱性を抱える人（老人、児童、精神障害者）
における倫理問題

このテーマをまず三教授に提案し、検討してもらい返答を待って、具体的内容は決定する。

- ③ 今回の来日で「倫理」についての違いを討議、確認することによって次の段階のアンケート調査に生かす。
- ④ 今後の予定
 - 1) ワイスタブ氏らの来日スケジュールを立てる→遊佐先生
 - 2) 9月の会までに1回会議を開き、われわれの倫理について議論しておく

4. 次回の集まり

2000年9月6日（水） 19:00～

場所：長谷川精神医療教育研究所

厚生科学研究

精神医学における倫理問題の国際標準化に関する研究 第二回班会議議事録

(記録者 舩松)

日 時： 2000年9月6日(水) 19:22~21:20

場 所：長谷川精神医療教育研究所

出席者：白石、重藤、鈴木、竹島、長谷川(美)、舩松、遊佐、吉川(50音順敬称略)

事 務：古屋

1. ワイスタブ(Weisstub)教授、ヴァンマーレ(Van Marle)教授、アーボレダーフローレス(Arboleda-Florez)教授の来日スケジュールについて

9月25日(月) 3教授PM来日(予定)

9月26日(火) 時間：14:00~17:00「司法精神医療に関する研究会」

17:30~19:30 懇親会

会場：虎ノ門パストラル 本館8階「しらかば」

9月27日(水) 時間：13:00~17:00 会場：長谷川精神医療教育研究所
「国際精神保健と倫理プロジェクト日本実行委員会」および
精神医学における倫理問題の国際標準化に関する研究班の
Closed Work Shop

9月28日(木) フリー (池原先生にフリーであることを伝える)

9月29日(金) フリー (池原先生にフリーであることを伝える)

9月30日(土) 小林先生と夕食(?) 又は ワイスタブ教授以外の2教授を囲んでの
ディスカッション(?)

ワイスタブ教授に意思を確認し計画する

10月1日(日) PM 精充懇と3教授のシンポジウム

→ 森山先生に依頼をし、予定が合えば開催してもらう。

10月2日(月) 帰国(未定)

2. 「司法精神医療に関する研究会」についての説明、検討(重籐)

1) 通訳をどうするか?

→ 精神医療と司法関係が同時通訳できる人を2人つける。(鈴木教授手配)

2) 座長の山上先生のご都合で、常時研究会に参加できないので、副座長を都立大法学部
前田教授に依頼をした。

3) 研究会の参加を呼びかける実行委員および班研究者について

→ リストアップし、厚生省に知らせる

4) 研究会の内容について

日本の問題点をあらかじめ提示して、それを事前に 3 教授に知らせ、それを踏まえた講演をしていただけるようにしたらどうか (吉川)

→厚生省、山上先生、遊佐先生で取りまとめ、3 教授に連絡をする。

3. 3 教授来日後の接待

来日についてのコンダクト：遊佐先生

フリーの日の接待：遊佐先生、吉川先生、古屋さん

4. Closed Work Shop の内容

1) ワイスタブ教授よりは、E-mail にて「Trans-Cultural Factor in Ethical Analysis」というテーマの提案があった。

しかし日本と諸外国の Ethics の意味や違いを明確にするために、鈴木教授より「Trans-Cultural Aspects in Ethics」のほうが Better ではないかと提案があった。これを 3 教授にも伝える。

2) ワイスタブ教授より intensive lecture を開催したいとの希望があったが、今回は一方的な講義を受けるのではなく、お互いのディスカッションを深め、相違を確認することに主眼を置く。

3) 以上のことを受けて次のような Closed Work Shop の内容案が出来上がった。

司会進行：鈴木教授

前半 (2 時間弱) 「話題提供」一人 30 分 (?) 程度

- ・ ワイスタブ教授
- ・ 竹島先生－現場の話として－「アルコール医療と自助グループのそれぞれの役割」
小林氏 (作家)－利用者として－「利用者から見たアルコール医療と自助グループにおける倫理」

→竹島先生が小林氏には交渉

- ・ 熊倉教授または菅原教授

休憩

後半

- ・ ヴァンマーレ教授
- ・ アーボレダーフローレス教授

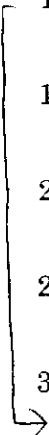
話題提供で上がった問題について議論をする

以上の Work Shop の内容は遊佐先生、古屋さんが逐時通訳する。

又内容はテープ記録し、それをもとに初年度の班会議の報告書を作成することとする。

WORKSHOP: Trans-Cultural Aspects of Ethics

September 27, 2000

- 1:00 Opening Remarks and Orientation
 by Prof. Suzuki, Chairperson
- 1:20 Mental Health Ethics from a Japanese Perspective
 by Prof. Kumakura
- 1:40 Prescribed Medication Dependency and Danshu-kai
 by Mr. Kobayashi
- 2:00 Mental Health Ethics from a Dutch Perspective
 by Prof. Van Marle
- 2:30 Mental Health Ethics from a Canadian and WPA Perspectives
 by Prof. Arboleda-Florez
- 3:00 break
- 3:15 Commentary
 by Prof. Sugawara
- 3:45 Commentary
 by Prof. Weisstub
- 4:15 Open Discussion
- 4:50 Closing Remarks
 by Prof. Suzuki
- 

デビット・ワイスタブ David N. Weisstub

Philippe Pinel Professor of Legal Psychiatry and Biomedical Ethics at the Faculty of Medicine, Universite de Montreal;

Honorary Life President of the International Academy of Law and Mental Health

Founding Editor and Editor-in-Chief of the International Journal of Law and Psychiatry

Legal Advisor to the Forensic Section of the World Psychiatric Association

Special Consultant on Mental Health Reform to the Ontario Ministry of Health

1944年カナダに生まれる。63年米国コロンビア大学哲学科卒業 (B.Sc.)。65年カナダのトロント大学で哲学・神学で M.A. 修得。70年には米国エール大学法学部で J.D. 修了。同年よりカナダのヨーク大学法学教室の教授として92年まで勤務。92年からはモンリオール大学医学部教授として現在まで至る。96年にはベルギーのリュージュ大学で医学博士の学位修得。ワイスタブ教授は International Academy of Law and Mental Health (法と精神保健の国際アカデミー) の創設者であり名誉会長でもある。彼はこれまで各国政府に精神保健や他の政策の改善のために助言や援助を行い、カナダ政府のみならず、198

フリオ・アボリーダ・フロレッツ Julio E. Arboleda-Florez

MD, ECFMG, LMCC, DLF, D.PSYCH., FRCP (C), FAPA, DABFP, FACFP, FACFE, PhD (Epidemiology), Professional Corporation (Alberta)

Professor and Head, Department of Psychiatry, Queen's University.

Psychiatrist-in-Chief, Hotel Dieu and Kingston General Hospital.

Professor and Chairman, Forensic Division, Adjunct Professor of Psychology, Queen's University.

1939年コロンビア生まれ。カナダ及びコロンビア国籍。63年ボゴタ国立大学医学部卒業。67年カナダのオタワ大学市民病院にて精神科研修。70年オタワ大学で精神医学ディプロマ修了。73年オタワ大学医学部精神科講師。75年ブリティッシュ・コロンビア大学医学部精神科臨床助教授。77年カルガリー大学医学部精神科準教授。81年カルガリー大学医学部精神科教授、兼、司法精神医学部長。85年カルガリー大学法学部非常勤講師。94年カルガリー大学にて PhD (疫学) 修得、同大学法学部附属教授就任。98年よりクイーンズ大学精神科教授兼部長および同大学司法精神医学部門教授兼部長、同大学心理学附属教授として現在に至る。

ヴァン・マーレ Hjalmar van Marle

Professor, Forensic Psychiatry, Catholic University, Nijmegen

Psychiatric Adviser and Head, Department of Forensic Health Care, Ministry of Justice

Psychoanalytic psychotherapist, Forensic Special Hospital, Dr. H. van der hoevenkliniek, Utrecht

Psychiatric Adviser, Forensic Special Hospital, Prof. W. P.J. Pompekliniek, Nijmegen

1950年オランダ Zwolle 生まれ。74年グローニンゲン大学医学部卒業、79年よりグローニンゲンのメスダーク・クリニック司法特殊病院で精神科医として勤務。84年同病院院長として就任。90年よりユトレヒトの州立司法観察病院ピーター・バーン・センター病院長として勤務。91年よりカソリック大学司法精神医学部教授。92年よりユトレヒトの司法特殊病院バン・デル・ホーベッククリニックの精神分析療法医として現在まで勤務。1996年よりオランダ法務省、司法保健介護部長、精神医学顧問。

TBS hospital

平成12年度 厚生科学研究「精神医学における倫理的・社会的問題に関する研究」
第3回精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究班会議

議事次第

日 時：平成13年3月1日 18:00～

場 所：長谷川精神医療研究所

出席者：池原毅和（東京アドヴァイザン法律事務所）、泉陽子（厚生労働省）、菅原道哉（東邦大学）、
鈴木二郎（東邦大学）、白石弘巳（東京都精神医学総合研究所）、竹島正（国立精神・
神経センター精神保健研究所）、長谷川美紀子（長谷川病院）、遊佐安一郎（長谷川病院）、
吉川和男（厚生労働省）

事 務：古屋千絵子（東邦大学）

欠席者：伊藤弘人（国立医療・病院管理研究所）、熊倉伸宏（東邦大学）、斎藤正彦（老年学研究所）、
野田文隆（大正大学）、舩松克代（東邦大学）、森山公夫（陽和病院）

50音順敬称略

議 題：

- ①経過報告
- ②平成12年度のまとめ（Workshop など）
- ③その他

配布資料：

- ① Workshop 記録
- ② “Ethics, Culture and Psychiatry” by Ahmend Okasha

平成12年度 厚生科学研究「精神医学における倫理的・社会的問題に関する研究」
第3回精神医学における倫理的問題の国際標準化に関する研究班会議報告

日 時：平成13年3月1日 18:00～20:00

場 所：長谷川精神医療研究所

出席者：泉陽子(厚生労働省)、鈴木二郎(東邦大学)、白石弘巳(東京都精神医学総合研究所)、
長谷川美紀子(長谷川病院)、遊佐安一郎(長谷川病院)

事 務：古屋千絵子(東邦大学)

欠席者：池原毅和(東京アドヴァイザ法律事務所)、伊藤弘人(国立医療・病院管理研究所)、熊倉伸宏
(東邦大学)、斎藤正彦(老年学研究所)、菅原道哉(東邦大学)、竹島正(国立精神・神経
センター精神保健研究所)、野田文隆(大正大学)、舩松克代(東邦大学)、森山公夫(陽和
病院)、吉川和男(厚生労働省)

50音順敬称略

議 題：

- ①経過報告
- ②平成12年度のまとめ(Workshopなど)
- ③今後の予定、その他

配布資料：

- ① Workshop 記録
- ② “Ethics, Culture and Psychiatry” by Ahmend Okasha
- ③ American Psychological Association: Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct